○消防法第17条の3の2の消防用設備等について消防機関の検査を受けなければならない防火対象物について

昭和51年4月10日 消防告示第1号

改正

令和3年4月21日消防告示第1号

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第35条第1項第3号の規定に基づき消防用設備等で消防長又は消防署長に届け出て検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定する。 消防法施行令別表第1に掲げる区分

	令別表の区分	}	防 火 対 象 物 の 種 類	延面積
1	12項	П	映画スタジオ又はテレビスタジオ	300㎡以上
	13項	イ	自動車車庫又は駐車場	
		口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
	17項		文化財保護法の規定によって指定又は認定されたも	
2	5項	П	寄宿舎・下宿又は共同住宅	
	7項		小学校・中学校・高校・大学・各種学校等	
	8項		図書館・博物館・美術館等	
	9項	П	公衆浴場	500㎡以上
	10項		車両の停車場等	
	12項	7	工場又は作業場	
	14項		倉 庫	
3	11項		神社・寺院・教会等	
	15項		官公署・銀行その他の事務所等	1,000㎡以上
	16項	П	1 6 項イ以外の複合用途防火対象物	
4	18項		延長50メートル以上のアーケード	300㎡以上

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和59年12月1日から施行する。
 - 附 則(令和3年4月21日消防告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、令達の日から施行する。